

別記第2号様式（第3条関係）

視察概要書

1 観察日時 令和7年10月21日（火） 午後1時30分～午後2時30分

2 観察先 山口県周南市議会

（住所：山口県周南市
岐山通1-1）



3 調査事項 終活情報登録制度について

4 観察先概要

（1）挨拶 省略

（2）説明者 周南市役所 福祉部 地域福祉課 もやいネットセンター
所長 坂本 麻衣 氏
周南市役所 福祉部 地域福祉課 もやいネットセンター
兼平 隆行 氏

（3）観察先概要：山口県周南市

ア 人口：133,413人（令和7年9月30日現在）

イ 面積：656.29km²



▲観察中の様子

5 調査項目

- (1) 制度の導入に至ったきっかけ・経緯について
- (2) 制度の導入にかかった期間や予算について
- (3) 制度を導入するにあたり、市民にはいつ、どのように周知したのか
- (4) 制度開始時から令和7年9月1日までの終活情報の登録件数及び登録情報を用いた手続きの件数について
- (5) 中間市の現状では、家族等の情報が無い方の死亡手続き等に相当な時間を要しているが、周南市での終活情報登録制度を導入した事による担当職員の事務負担量の変化について
- (6) 葬儀等の生前契約について、契約できる葬儀会社は周南市が登録している業者か。その場合、終活情報登録者から周南市の登録外業者を希望された際にはどのような対応を行っているのか
- (7) 終活情報登録者と葬儀会社が契約を締結する際には、周南市職員の立ち会いは行っているのか
- (8) 登録した情報は担当課だけが閲覧可能なのか、住民基本台帳システム等に登録をして関係課が閲覧できるようにしているのか
- (9) 情報開示指定者から情報開示の電話連絡があった際、本人確認等はどのように行っているのか
- (10) 情報開示指定者の範囲に制限はあるのか（3親等以内等）
- (11) その他に取り組んでいる終活支援に関する取組について
- (12) 今後の課題、展望等について

6 視察の目的

自分の人生を最期まで自分らしく生きるために、希望する医療措置や葬儀、献体登録等について考え方様々な準備を行う、いわゆる「終活」を始める人が近年増えており、それに関する支援事業を行う自治体も増加している。

本市においても、一人でも多くの市民がその人らしい生活を送り、最期を迎えることができるような取組について検討する必要があり、先進事例について調査・研究するもの。

7 事業の概要

(1) 終活情報登録制度とは

高齢者が緊急連絡先やリビング・ウィル、遺言書の保管場所等の終活に関する情報を市に事前登録しておくことで、本人が病気や事故などで意思表示ができなくなった時や死亡時に、関係機関やあらかじめ指定された方からの照会に応じ本人に代わって市が情報を開示する制度。周南市では令和6年7月30日に事業を開始している。

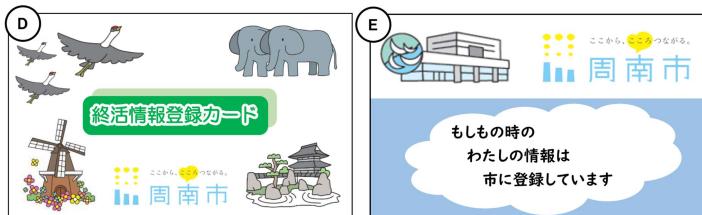
■終活情報登録制度について

対象者	周南市に在住の65歳以上
申請できる人	本人、成年後見人、親族（本人の同意が必要）
登録方法	申請書を周南市役所地域福祉課 もやいネットセンターまたは各総合支所、支所に提出 ※郵送も可能
登録可能な情報	<ul style="list-style-type: none">① 緊急連絡先（情報開示指定者）② 本籍③ かかりつけ医・アレルギー等④ リビング・ウィル（延命治療等の意思表示）を記した文書の保管場所⑤ エンディングノートの保管場所⑥ 臓器提供の意思（※）⑦ 献体登録先⑧ 死後事務委託契約や葬儀等の生前契約等⑨ 遺言書の保管場所（※）⑩ お墓の場所 <p>※本人のみが登録できる項目</p>
情報を開示できる人	<ul style="list-style-type: none">・警察署・消防署・医療機関・福祉事務所・情報開示指定者（友人や知人を指定者として登録することも可能。事前に指定者になることへの同意を得る必要がある。）

■終活情報登録カードについて

自分が登録したい情報の登録申請後、登録が完了すると登録通知書、登録証、携帯用の登録カードが登録者宛てに送られる。登録カードのデザインは以下の5種類から選ぶことができ、これらのデザインには高齢者の方になじみやすい周南市の観光名物等の絵柄を用いている。

終活情報登録カードデザイン（名刺サイズ）



裏面

A～Dの裏面

もしもの時のわたしの情報は市に登録しています		
氏名		
生年月日(年 月 日)		
登録日	年 月 日	登録番号【 】
【お問い合わせ】 周南市役所地域福祉課もやいネットセンター 電話:0834-22-8200		

Eの裏面

周南市終活情報登録カード		
氏名		
生年月日(年 月 日)		
登録日	年 月 日	登録番号【 】
【お問い合わせ】 周南市役所地域福祉課もやいネットセンター 電話:0834-22-8200		

(2) 事業実施にいたるまで

■きっかけ・経緯

全国的に「終活」への関心が高まる中、周南市でも意思表示が出来なくなった時や死亡時を心配する相談内容が増加しており、高齢者の不安の払拭につなげたい思いから事業を開始。

■導入にかかった費用や予算

令和6年1月頃から先行自治体への調査・聞き取りを行い、対象者や要項・申請書等の様式について市で協議を進め、令和6年7月30日に市長の記者発表を行い制度開始に至る。

予算については、申請書に使用するコピー用紙や郵送料が新たに必要となったが、「もやいネットセンター推進事業」の予算で対応可能であったため、事業開始に伴い予算の追加計上等は行っていない。また、人員についても増員等の対応はなかった。

■周知について

市長記者発表による新聞、インターネット、テレビニュース放映や、市ホームページ及び市報に掲載、民生委員・児童委員への説明、出前トークによる住民説明等を行

った。現在も関連イベントや出前トーク等で周知を図っている。

(3) 制度の現状

■令和7年9月1日までの手続き件数について

登録者数は22名で、内訳は男性が7人、女性が15人である。なお、警察等からの情報の照会や開示実績は現在0件である。

■登録情報の管理について

登録された情報は担当課のみ閲覧可能となっており、紙での情報管理を基本とし、登録番号や登録者の氏名等の一部の情報を電子データで管理している。

■葬儀会社との連携について

情報登録者と葬儀会社が契約する際の市職員の立ち会いや、葬儀等の履行見届け等、いわゆるエンディングプラン・サポート事業は周南市では現在行っていない。

8. 主な質疑応答

Q 1. 登録できる項目数に決まりはあるのか。

A 1. 項目数に決まりはなく、1項目からでも登録が可能となっている。

Q 2. 対象者への周知を行っているとのことだが、周知もれがないように工夫していることはあるか。

Q 2. 広報誌やホームページ等での周知に加え、老人クラブの方が一同に会する場等に訪問し、制度の説明を行っている。

Q 3. 制度を導入するにあたり、気をつけた方がいいことはあるか。

Q 3. 終活情報を市に登録したら、死後の事務履行まで対応してもらえると思われてしまう例があった。

あくまでも市が行っているのは死後事務委任契約ではなく、情報の登録及び請求があつた場合の開示のみの対応であるということを周知をするべきである。

Q 4. 当該制度に関係した県単位での研修等はあるのか。

A 4. 特に行っていない。

Q 5. 今後の登録者数の目標等はあるのか。

A 5. 現在、制度開始1年あまりで22件の登録となっており、今後は年間約30件の登録を目指している。

Q 6. 登録内容の定期的な更新は行っているのか。

A 6. こちらからの定期的な更新は行っていないが、登録者側で更新したい項目があれば、その都度申請を受け付けている。

Q 7. 周南市在住の高齢者のうち、一人世帯はどれくらいか。

A 7. 70歳以上の一人世帯について、民生委員の実態調査によると、令和5年度が6,700人、令和4年度が6,600人、令和3年度が6,200人となっている。

Q 8. 一人世帯の高齢者が約6,000人いるなかで、終活情報の登録者数が22件と少ないのはなにか理由があるのか。

A 8. 制度についての周知は行っているが、市に頼ることや、財産などの個人情報を提示することに抵抗がある方が一定数いるということが考えられる。

Q 9. エンディングノートに本人が希望する葬儀について書かれていたとしても、それを履行する近親者がいない場合は市が代わりに葬儀等を手配するのか。

A 9. 市が代わりに葬儀を手配することはしていない。現時点で市が行っているのは関係者の照会に応じた情報提供のみのため、葬儀を行う人が居ない場合の対応については、周南市としても今後の課題として捉えている。

Q 10. 終活情報登録制度を利用している方が死亡した場合、情報を市に登録していることはどのように発見者に分かるのか。

A 10. 登録者には、登録時に配布しているカードを所持してもらうか、冷蔵庫等に貼れるようなマグネットのシールを登録者に渡している。

9. 委員の所感

・周南市では、まだ終活情報登録制度を開始したばかりのため、一人世帯の高齢者の数に対し登録者数が少ない状態にあるが、15年後は一人世帯の高齢者が倍増すると言われているため、今後は登録者数がふえる可能性がある。また、中間市でも高齢化がすすんでいるため、今後の様子を見て導入すべきかの判断が必要であると考える。

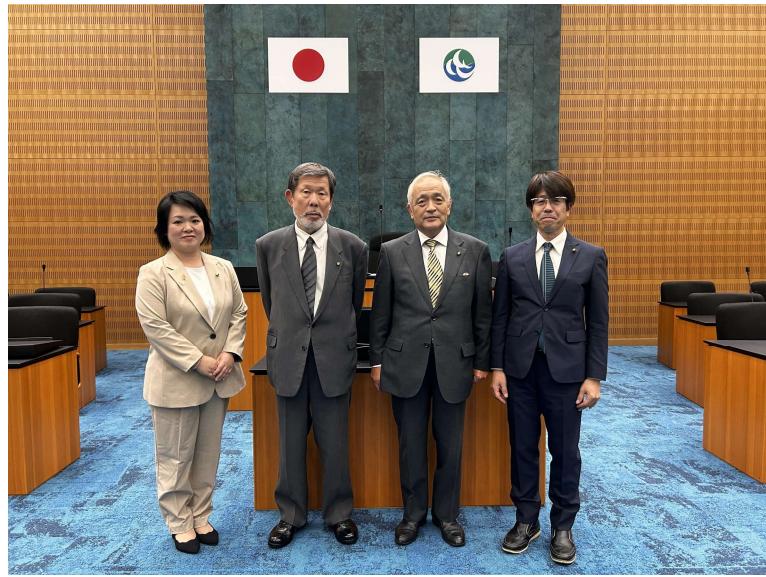
・現在周南市のような終活情報を市に登録する制度を導入している自治体は15市町村であり、ここ1年間では3市町村導入しているとのこと。制度的な重要性は、今から増すのではないだろうか。

九州ではまだ導入自治体はないが、全国的に自発的な自治体がふえるにしたがって、県や国の単位で広がっていくことが考えられる。一人世帯の高齢者が亡くなった際に、身寄りや本人に関する情報が無い場合は、関係自治体が事後処理を請け負うことになるため、自治体の業務負担軽減の観点からもこうした自発的な登録制度は今から重要になっていくと思われる。

・身寄りのない方が亡くなり、その方に関する情報が無い場合、関係自治体がその方に関する事後処理を行うことになるため、周南市のような終活情報の登録制度は今から重要になってくると思われる。また、こういった事業への需要が今後高まっていくことが考えられるが、それに伴い、対応する職員の事務量も増え、求められる専門的なレベルも上がっていく事が想定される。事業を導入し、継続的に実施するとなれば、それらへの対策を講じる必要がある。

・事業の必要性について、中間市で協議する必要があると思った。

・本市の抱える地域課題解決に向けたヒントを持ち帰ることができた。



▲周南市議会議場にて